

議案第32号

大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

大田原市勤労青少年ホーム条例（昭和48年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。